共同住宅等建築等に伴う、ごみ収集に関わる手引き

2025. 3. 24

（問合せ）　西尾市環境部ごみ減量課
電話　0563-65-3883

☆入居者の方へ、下記内容を必ず案内してください

☛ ごみの分け方・出し方

…西尾市の分別方法を案内してください。

① 「ごみの分け方・出し方ガイドブック」
② 地区別「ごみカレンダー」
※ ①と②は、ごみ減量課（西尾市クリーンセンター管理棟内）、各支所及び本庁市民課にあります。
③ 西尾市ホームページ
④ ごみ分別アプリ「さんあ～る」

☛ ごみステーションの場所

…ごみの種類によって出す場所が決まっています。
町内会と協議した各種類のごみステーションの場所を案内してください。

目次

新たに ごみステーションを設置する場合

➡ 共同住宅　➡ 専用ステーションの新規設置　P.2
➡ 宅地造成（2戸以上）　➡ 町内会ステーションの新規設置　P.3

新たに ごみステーションを設置しない場合

➡ 共同住宅
➡ 宅地造成（2戸以上）
➡ 既設の町内会ステーションへごみ出し　P.4

記入例
【ごみステーション事前協議報告書】・【ごみステーション新設等の申請書】　P.5

ごみステーション設置基準
＜共通事項＞

可 燃	20戸以上
不 燃	50戸以上
資 源	1町内会に1つ

共同住宅専用ステーションを新たに設置する場合

～提出物～

1　ごみステーション事前協議報告書
2　ごみステーション新設等の申請書（共同住宅等）

～手順～

設置基準等の確認

必ず、【ごみステーション設置要綱】を確認してください。
※Ｐ．１記載のごみステーション設置基準を満たさないが、町内会との協議で専用ステーションの設置が必要となった場合に設置可。

↓

事前協議

ごみステーションの利用に関して、町内会と協議の上、承諾をもらって**【ごみステーション事前協議報告書】**を作成してください。

↓

【ごみステーション事前協議報告書】・【ごみステーション新設等の申請書】の提出

・ごみステーションの工事着手前に、図面を添付のうえ提出してください。収集可能かどうか確認します。
・専用ステーションには、管理する事業者名・連絡先を表示してください。
※ごみ減量課へ「西尾市建築開発指導要綱に伴う事前協議持回り」が必要な場合、事前に**【ごみステーション事前協議報告書】**の提出が必要です。

ごみステーションの大きさやボックスに指定はありません。
ただし、入居戸数分のごみが十分に入る容量を確保してください。
不法投棄やごみがあふれるなどのトラブルの際は速やかに対応してください。

↓

収集開始２週間前までに

ごみ収集の実施開始日をごみ減量課へ報告してください。

↓

収集を開始します

専用ステーションは事業者で管理してください。
常に専用ステーション及びその周辺の清潔を保持すること。
（西尾市ごみステーション設置要綱第 10 条）
※事業者（管理会社）の変更があった場合、【専用ステーション事業者変更届】を提出してください。

宅地造成（2戸以上）を行い、ごみステーションを新たに設置する場合

～提出物～

1　ごみステーション事前協議報告書
2　ごみステーション新設等の申請書(町内会)

～手順～

設置基準等の確認

必ず、【ごみステーション設置要綱】を確認してください。
※Ｐ．１記載のごみステーション設置基準を満たさないが、町内会との協議でステーションの設置が必要となった場合に設置可。

↓

事前協議

・ごみステーションの利用に関して、町内会と協議の上、承諾をもらって**【ごみステーション事前協議報告書】**を作成してください。
・既設の町内会ステーションの利用が不可の場合（計画戸数分のごみが入る容量がない等）、開発区域内にごみステーションを設置していただくことになります。
※ただし、分譲住宅専用ステーションではなく、町内会のステーションになるため、町内会に**【ごみステーション新設等の申請書(町内会)】**の提出を依頼してください。

↓

【ごみステーション事前協議報告書】・【ごみステーション新設等の申請書(町内会)】の提出

ごみステーションの工事着手前に、図面を添付のうえ提出してください。収集可能かどうか確認します。
※ごみ減量課へ「西尾市建築開発指導要綱に伴う事前協議持回り」が必要な場合、事前に**【ごみステーション事前協議報告書】**の提出が必要です。

ごみステーションの大きさやボックスに指定はありません。
ただし、町内会と十分に協議し、必要な容量を確保してください。

↓

収集開始２週間前までに

ごみ収集の実施開始日をごみ減量課へ報告してください。

↓

収集を開始します

新設したステーションは町内会で管理していただくことになります。そのため、分譲住宅入居者の町内会の加入や管理方法について、しっかりと町内会と協議してください。

共同住宅専用ステーションを設置しない場合

～提出物～

1　ごみステーション事前協議報告書

～手順～

事前協議

↓

ごみステーションの利用に関して、町内会と協議の上、承諾をもらって**【ごみステーション事前協議報告書】**を作成してください。

↓

【ごみステーション事前協議報告書】の提出

※ごみ減量課へ「西尾市建築開発指導要綱に伴う事前協議持回り」が必要な場合、事前に**【ごみステーション事前協議報告書】**の提出が必要です。

宅地造成（2戸以上）を行い、ステーションを新たに設置しない場合

～提出物～

1　ごみステーション事前協議報告書

～手順～

事前協議

↓

・ごみステーションの利用に関して、町内会と協議の上、承諾をもらって**【ごみステーション事前協議報告書】**を作成してください。

↓

【ごみステーション事前協議報告書】の提出

※ごみ減量課へ「西尾市建築開発指導要綱に伴う事前協議持回り」が必要な場合、事前に**【ごみステーション事前協議報告書】**の提出が必要です。

様式第１号（第３条関係）

ごみステーション事前協議報告書

年　月　日

（宛先）西尾市長

申出者　所在地・住所
名称・代名
電話番号
町内会　町内会名
氏　名
（ □町内会長 □衛生委員 ）

西尾市ごみステーション設置要綱第３条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．建築物件情報

建築物件の所在地			
入居戸数	戸	入居予定日	年　月　日

２．建築開発事業情報

事業者名		担当者名	
所在地		電話番号	

３．ごみステーション事前協議

種類	排出場所 ※該当する□にレ印を記入してください	備考
燃えるごみステーション	□町内会ステーション（既設） □町内会ステーション（新設） □専用ステーション	
燃えないごみステーション （西尾地区のみ）	□町内会ステーション（既設） □町内会ステーション（新設） □専用ステーション	
資源物ステーション	□町内会ステーション □専用ステーション	

※戸建ての場合、町内会ステーション（既設）又は町内会ステーション（新設）のどちらかとなります。

申出者は、建築開発の施工主（地主）を、ご記入ください。

様式第３号（第４条関係）

ごみステーション新設等の申請書（共同住宅等）

年　月　日

（宛先）西尾市長

（申請者）
名　称
所在地
代表者名
電話番号

ごみステーション設置要綱第４条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請内容	□新設　□移設　□廃止			
利用世帯数	＿＿＿ 世帯 × ＿＿＿ 棟 （単身・家族）			
専用ステーションの所在地及び名称	所在地			
	名称			
事業者名	名称		担当者	
	所在地		電話番号	
理由	※新設・移設・廃止する理由を記入してください。 □共同住宅等の新設のため　□その他（　　）			
添付書類	□位置図　□集積容器見取図　□その他（　　）			

※実施年月日

燃えるごみ	年　月　日（　曜日）から	直営・委託（　　）
燃えないごみ	年　月　日（　曜日）から	直営・委託（　　）
その他（　　）	年　月　日（　曜日）から	直営・委託（　　）

アパート（専用ごみステーション）の管理会社名を記入してください。

当該専用ステーションに関わる苦情などは、こちらに記載の事業者が対応することになります。